

建設工事をされるみなさまへ



鹿児島市環境保全課

静かな街づくりにご協力を

建設・土木機械を使う作業は、騒音・振動の発生を伴うため、周辺住民に与える影響は大きく、施工業者による工事内容の事前説明の不足は、トラブルの原因になります。

『今朝から何の知らせもなく突然工事が始まって・・・』

『事前に現場の人から工事を始めるという連絡は受けたが、あんなに大きな機械が持ち込まれるなんて聞いていなかった・・・』

このような話を苦情現場でよく聞きます。

周辺住民にとっては、ある日突然今まで何もなかったところに、建設資材が運び込まれたり、急に大きな音を伴い機械が動きだしたりすることは、不安がつのり苦情となって現れてきます。

建設工事等にあたっては、事前に十分な工事内容の説明（作業時間、工法、期間等）を行い、機械も低騒音・低振動のものを使用して周辺住民への影響を考慮しながら作業を進められるようお願いします。詳しくは P12～P13 のチェックリストをご参照ください。

1. 事前に工事内容の説明を

工事現場の周辺住民に対して工事の概要・作業期間、作業時間等について、できるだけ詳しく説明しましょう。

事前の説明不足は、住民の不安を招き、トラブルの原因になります。



2. 騒音・振動対策は

建設工事から発生する騒音・振動を完全に無くす事は困難なことです、防音壁を設置するなど、必ず防止策を講じてください。

また、低騒音・低振動の施工方法や機械の採用に努めてください。



3. 工事現場の管理は

- 工事現場の全体や、音源となる発電機・コンプレッサー等は、防音壁などで囲いをしてください。また、機械の設置場所についても十分に検討してください。
- 工期には余裕を持たせ、1日に発生する騒音・振動が少なくなるよう丁寧な作業を心掛けてください。
- 下請業者を含む全ての作業従事者に対して、公害防止の周知徹底を図ってください。
- 住民から、苦情の申立てがあった場合は誠意をもって、速やかに対処してください。



4. その他

- 解体等工事を行うときは、大気汚染防止法（大防法）に基づいて石綿（アスベスト）の使用の有無を事前に調査し、一定の規模以上の工事の場合はその結果を報告しなければなりません。また、石綿の飛散防止については、規制が強化されています。鹿児島市ホームページ等を確認し適切な対策を行う必要があります。（P14 参照）
- 解体等工事を行うときは、散水を行うなど粉じん対策を行ってください。
- 現場に出入りする工事関係車両のエンジン音、落土、資材の積み下ろし等についても周辺の住民に迷惑をかけないように注意してください。
- 周辺の建築物に被害が生じた時は、修繕の方法・期間等を十分説明し、了解を得るようにしてください。また、トラブルを防ぐ為に事前に写真を撮っておきましょう。
- 日曜・休日・夜間にやむなく作業をする場合には、騒音・振動が可能な限り少なくなるよう、工法や工程について十分検討を行ってください。（原則として特定建設作業はできません）

特定建設作業について

1 特定建設作業の概要

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を騒音規制法・振動規制法では特定建設作業と定めて、届出を義務づけるとともに規制基準を設け、規制を行っています。

鹿児島市では、市内全域（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区を除く。）において、届出と周辺住民に対する周知が義務づけられています。

2 届出要領

(1) 届出対象地域

鹿児島市内全域。ただし指定区域外（工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区）は除きます。

(2) 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする**元請業者**

(3) 届出期限

特定建設作業の開始**7日前**まで。

(4) 提出部数

2部（1部は届出者の控えとなります。）

(5) 届出の単位

特定建設作業の種類ごとに提出してください。

※特定建設作業の作業期間が3月31日を超える場合は、再度提出してください。

(6) 添付書類

ア 作業の場所の**付近見取図**

イ 建設工事の全体の**工事工程表**

※添付書類は、騒音規制法と振動規制法の届出書を複数同時に提出する場合は、いずれか一方に添付してもかまいません。

※道路法による占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件に、夜間又は日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合、道路占用・使用許可証の写しを添付してください。

3 特定建設作業の種類

次の表に掲げる作業が該当します。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。（1日おきに作業するなど、同一工事現場で断続的に作業を行う場合は特定建設作業に該当します。）

○印……要提出、一印……提出不要

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	備考
くい打機を使用する作業			
1. 既製ぐい ア. 打撃工法	○	○	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、油圧ハンマ、エアハンマ等（もんけんは除く。）
（矢板を含む。）イ. 振動工法	○	○	パイプロハンマ
ウ. アースオーガを併用する作業	—	○	アースオーガ等を併用して打撃振動を加える場合（プレボーリング工法、セメントミルク工法）
エ. 静的な力を利用	—	—	圧入工法
2. 現場打ちくい	—	—	オールケーシング工法（ベノト工法）等
くい抜機を使用する作業			
1. 衝撃力を利用した方法	○	○	パイルエキストラクタ等
2. 静的な力を利用	—	—	油圧式
くい打くい抜機を使用する作業			
1. 振動を利用した方法	○	○	パイプロハンマ等
2. 静的な力を利用	—	—	圧入式
びょう打機を使用する作業			
1. リベッティングハンマ	○	—	
2. その他	—	—	インパクトレンチによる高張力ボルト締め等
さく岩機を使用する作業※			
1. ブレーカー ア. 手持式	○	—	空圧・油圧・エンジン式ブレーカー、電動ピック等
イ. その他（ジャイアント）	○	○	ショベルに取り付けた大型ブレーカー
2. さく孔を主とするもの	○	—	ジャックハンマ（シンカ、ハンドハンマ）、レッグドリル（レッグハンマ）、ストーバ、ドリフタ、クローラードリル、ドリルジャンボ、ダウンザホールドリル等
空気圧縮機を使用する作業			
1. 電動式	—	—	
2. その他 ア. 15kW 未満	—	—	（さく岩機の動力として使用する場合を除く）
イ. 15kW 以上	○	—	
コンクリートプラントを設けて行う作業			
1. 混練容量 0.45m³ 未満	—	—	・工事現場又はその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。 ・不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。 ・モルタル製造作業は除く。
2. 混練容量 0.45m³ 以上	○	—	
アスファルトプラントを設けて行う作業			
1. 混練重量 200kg 未満	—	—	
2. 混練重量 200kg 以上	○	—	
鋼球を使用して建築物等を破壊する作業			
ア. コンクリート造 鉄骨造、レンガ造	—	○	
イ. その他	—	○	
舗装版破碎機を使用する作業※	—	○	ドロップハンマ車
バックホウを使用する作業			
1. 原動機の定格出力 80kW 未満	—	—	・環境大臣が指定した建設機械（指定機械）を使用する作業は除く。
2. 原動機の定格出力 80kW 以上	○	—	
トラクターショベルを使用する作業			
1. 原動機の定格出力 70kW 未満	—	—	指定機械 国土交通大臣が低騒音型として指定した機械 （国土交通省（建設省）指定基準値の丸型シールが貼ってあるもの）
2. 原動機の定格出力 70kW 以上	○	—	
ブルドーザを使用する作業			
1. 原動機の定格出力 40kW 未満	—	—	
2. 原動機の定格出力 40kW 以上	○	—	

※移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。

4 特定建設作業の規制基準（騒音規制法・振動規制法）

	第1号区域 (注1、3)	第2号区域 (注2、3)	適用除外目 (注4)
基準値	騒音：敷地境界線で 85dB以下 振動：敷地境界線で 75dB以下		
作業ができない 時間帯	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	イ、ロ、ハ、ニ
1日の作業時間	10時間以内	14時間以内	イ、ロ
同一場所での 作業期間	連続6日以内		イ、ロ
日曜・休日の作業	禁止		イ、ロ、ハ、ニ、ホ

(注1) 第1号区域とは、騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準に規定する第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域（工業地域、郡山岳町及び喜入中名町の一部の区域）のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

(注2) 第2号区域とは、第1号区域以外の区域（第4種区域のうち、学校・病院等の敷地の周囲おおむね80mを超える区域）

(注3) 工業専用地域及び準工業地域のうち、工業専用地域に隣接する臨港地区については届出の必要はありません。

※規制地域図は鹿児島市地図情報システム「かごしま i マップ」（URL；<https://www2.wagmap.jp/kagoshima/>）で参照できます。

(注4) 適用除外項目とは、

イ) 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ) 人の生命、身体の危険防止のために必要な場合

ハ) 鉄道・軌道の正常な運行確保のために必要な場合

ニ) 道路法による占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間又は日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合

ホ) 変電所の変更工事で日曜日その他の休日に行う必要がある場合

5 届出後の留意事項

(1) 報告及び検査

騒音規制法・振動規制法に基づき、特定建設作業の状況やその他必要事項の報告を求めたり、当該場所へ立入り、物件を検査したりする場合があります。

(2) 改善勧告・命令

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音規制法・振動規制法に基づき、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は作業の時間を変更すべきことを勧告・命令する場合があります。

改善命令に違反した場合には、処罰の対象となります。

6 記載上の注意

- (1) 届出者は、下請業者ではなく、発注者から工事を受注した元請業者になります。

- ア 個人の場合 本人の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- イ 法人の場合 原則として法人の代表者の名義による届出が必要です。当該法人の事業所、支店等の長が届出を行う場合は、代表者からの委任状を添付してください。

(例) 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇建設株式会社
代表取締役 鹿児島 太郎
代理人 鹿児島市山下町11番1号
〇〇建設(株)鹿児島支店
支店長 山下 次郎

- ウ 共同企業体 共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

(例) 甲・乙・丙建設共同企業体
代表者 鹿児島市山下町11番1号
甲建設株式会社
代表取締役 鹿児島 太郎

- (2) 建設工事名称は総体的名称を記載し、建設工事の目的に係る施設または工作物の種類は、「〇〇道路〇ー〇間」「〇〇ビル〇階建」などと、その建設工事の目的となっている施設や、工作物の種類の名称を記載してください。
- (3) 騒音・振動の防止の方法は具体的に記載してください。
- (4) 発注者は、元請である届出者に対し建設工事を依頼した企業名等を記載してください。

7 特定建設作業実施届出書

特定建設作業の届出には、所定の届出様式を使用してください。

様式第9

騒音

特定建設作業実施届出書

年 月 日

鹿児島市長殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	日間		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人 に あつて は そ の 代 表 者 の 氏 名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当 該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備 考

1. 「特定建設作業の場所の付近見取図」及び「建設工事の工事工程表」を添付すること。
2. 届出は当該建設作業の開始の日の7日前までに必ず行うこと。
3. 届出書は、添付書類とも2部提出すること。

様式第9（第10条関係）

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特 定 建 設 作 業 の 種 類				
特定建設作業に使用される振動規制法施行令別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特 定 建 設 作 業 の 場 所				
特 定 建 設 作 業 の 実 施 の 期 間	自 年 月 日	日間		
特 定 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
振 動 の 防 止 の 方 法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備 考

1. 「特定建設作業の場所の付近見取図」及び「建設工事の工事工程表」を添付すること。
2. 届出は当該建設作業の開始の日の7日前までに必ず行うこと。
3. 届出書は、添付書類とも2部提出すること。

記 載 例

騒 音

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

〇〇年 △月××日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 鹿児島市山下町11番地1号
〇〇建設会社
代表取締役 環境 一郎
電話番号 224-1111

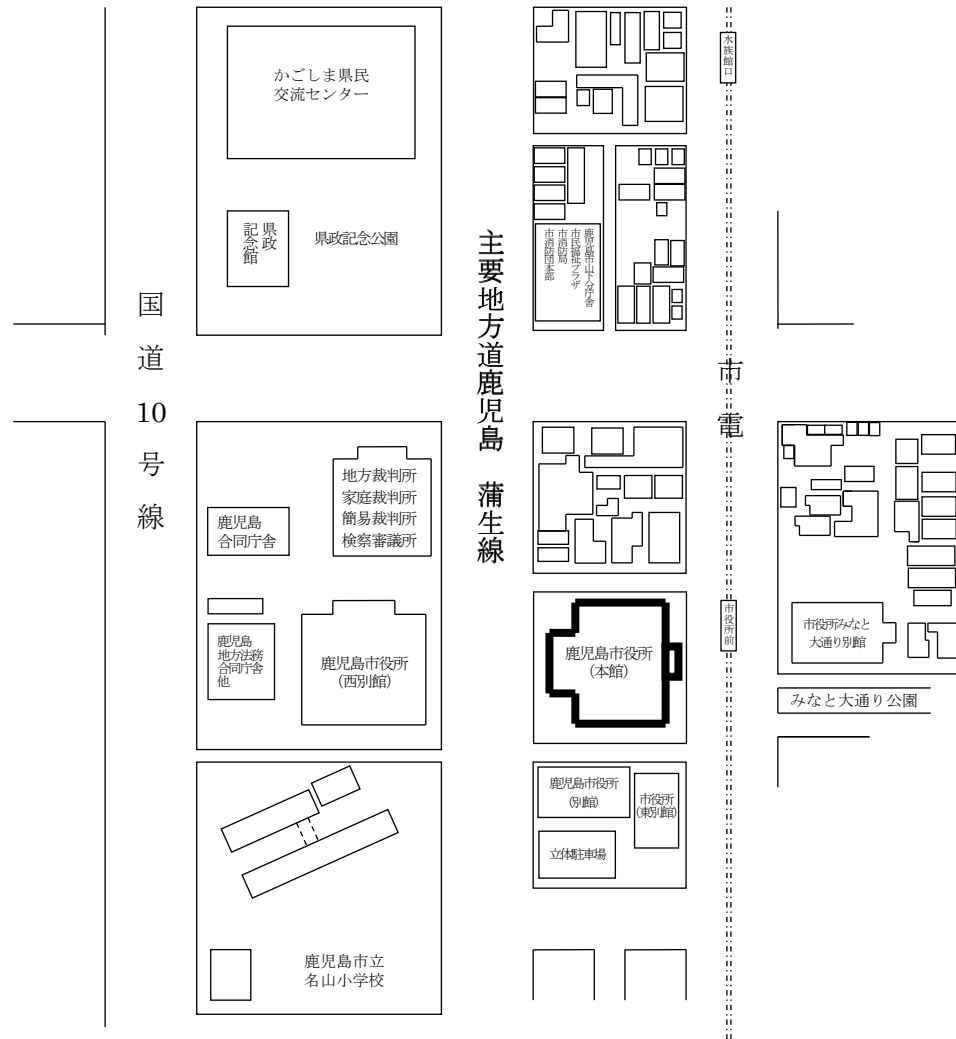
特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称	〇〇ビル 解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇ビル 鉄筋コンクリート造り 7階建て			
特 定 建 設 作 業 の 種 類	3号 さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様	ハンドブレーカー 型式 □一△△△△ 仕様〇〇〇〇			
特 定 建 設 作 業 の 場 所	鹿児島市 〇〇三丁目 △番 △号			
特 定 建 設 作 業 の 実 施 の 期 間	自 〇〇年2月 6日 延べ15日間 至 〇〇年2月20日(うち日曜休日は作業しません。)			
特 定 建 設 作 業 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時	平 日	8時間
	9:00	17:00	12日間	96時間
騒 音 の 防 止 の 方 法	(1) 低騒音型の機械を使用する。 (2) 防音シートの設置 (3) 工事現場に高さ△mの遮音塀を設置する。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	□□産業株式会社 鹿児島市〇〇町△番△号 代表取締役 騒音 二郎 電話番号 123-4567			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	振動 三郎 鹿児島市山下町△番△号 〇〇建設株式会社 〇〇現場事務所 電話番号 234-5678			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇建設株式会社 鹿児島市〇〇町×番×号 代表取締役 桜島 太郎 電話番号 222-2222			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇建設株式会社 現場責任者 桜島 太郎 電話番号 090-0000-1111			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備 考

1. 「特定建設作業の場所の付近見取図」及び「建設工事の工事工程表」を添付すること。
2. 届出は当該建設作業の開始の日の7日前までに必ず行うこと。
3. 届出書は、添付書類とも2部提出すること。

記載例（見取図）



記載例（工程表）

特定建設作業工程表 ○○ビル 解体工事

	1 月				2 月																							
	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
準 備 作 業	休 □ □				休										休 休					休								
掘 削 作 業	休				□ □ □ □ 休										休 休					休								
ハ ツ リ 作 業 さく岩機使用	休				休 ■ ■ ■ ■ ■ 休 休 ■ ■ ■ ■ ■ 休 ■																							
後片付け作業	休				休										休 休					休 □								
備 考	日曜日、休日は作業しません。																											

騒音・振動の大きさのめやす

デシベル	騒音の大きさのめやす
110	ディーゼルパイルハンマー
100	ドロップハンマー・大型ブレーカー（油圧式）
90	さく岩機（空圧式）・振動パイルドライバー・ブルドーザー
80	バックホー・トラクターショベル・エアーコンプレッサー
70	電話のベル・騒々しい事務所の中・騒々しい街頭
60	静かな乗用車・普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館・静かな住宅地の夜

デシベル	振動の大きさのめやす	
	人間の感覚	屋内の状況
110 以上	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動転倒し、飛ぶものもある。
110～ 105	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具のほとんどが移動転倒する。開かなくなるドアが多い。
105～ 95	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。
	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具の多くが移動することがある。
95～ 85	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
85～ 75	屋内にいる人ほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。
75～ 65	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
65～ 55	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
55以下	人は揺れを感じない。	

建設工事における騒音防止のためのチェックリストの一例

(1) 計画段階でのチェックリスト

項 目	内 容
1. 法令等の届出遵守義務について (1) 法令等の把握をしているか。 (2) 特定建設作業の届出書を提出したか。 (3) 関係機関への連絡はどうか。	・法律および条例の規制内容 ・特定建設作業の有無、作業時間帯、1日における延べ作業時間、同一場所における連続作業期間等の把握 ・特定建設作業以外の建設作業騒音の規制状況の有無 ・当該地域を管轄する諸官庁と事前打合せ
2. 周辺住民の動向について (1) 工事についての動向はどうか。 (2) 住民への配慮はどうか。 (3) 住民（苦情）対応の体制はどうか。	・工事に対して反対あるいは条件付反対があるか。 ・工事説明会の実施、自治会との折衝、学校、病院等への対応 ・迅速に対応するための住民対応（渉外）係の選任
3. 周辺調査について (1) 現場周辺の状況把握をしたか。 (2) 施工前の環境騒音測定を実施したか。 (3) 工事に伴う騒音の影響予測はどうか。 (4) 用途地域の区分はどうか。	・工事現場の周辺について、家屋、施設等の有無、規模、密集度、病人、老人、受験生等の有無、精密機器を保有する建物の有無、動物の飼育場の有無等の調査 ・工事現場の周辺において、作業時間帯に応じた環境騒音の測定 ・敷地境界、周辺家屋等における騒音レベルの推定
4. 工法、建設機械について (1) 周辺環境に適した工法であるか。 (2) 音源（建設機械）の選定は適正であるか。 (3) 動力源の配置状態はどうか。 (4) その他の発生騒音レベルの把握と防止対策	・工法、作業工程、作業時間の検討 ・騒音レベルの小さい施工法および建設機械の選択 ・民家に接近した動力源、コンプレッサー、ポンプ、プラント類の有無 ・著しい騒音を発生する作業の有無
5. 工事現場内について (1) 民家に対して遮音効果を期待できる建物等の設置の可能性はどうか。 (2) 音源と塀または音源と建物間の距離は適切か。 (3) 車両出入口の構造、設置位置は適正か。 (4) 運搬経路は適正か。 (5) 運行時間帯、台数は適正か。 (6) 反射防止等のための吸音材の特性と使用箇所は適正か。	・倉庫、事務所、塀等の設置による遮音効果 ・遮音効果の検討、遮音囲の必要箇所の検討 ・他の車両、歩行者の通行等を考慮して、総合的に判断する。 ・作業用道路は民家から離れているか、舗装道路か。 ・運行時間帯、台数の検討 ・吸音材の特性、効率的な使用方法について考慮

※ 振動防止についても、同様の視点でチェックする。

(2) 施工段階でのチェックリスト

項 目	内 容
1. 届出（内容）について (1) 届出書は保管しているか。 (2) 騒音対策が届出書内容に相違がなかったか。 (3) 作業時間帯等のチェック (4) 規制に関する基準値を満足しているか。	・届出書の有無を確認する。 ・建設作業を届出書のとおり実施しているか確認する。作業の種類、機械、台数等のチェック ・特定建設作業時間帯の厳守、1日における延べ作業時間の厳守、同一場所における連続作業期間の厳守、作業日の厳守 ・敷地境界線での騒音レベルをチェックする。
2. 住民対応について (1) 住民説明会は実施したか。 (2) 施工条件の有無 (3) 苦情処理の対応 (4) 現場の公害防止管理体制はどうか。	・日時、参加人数、その内容 ・住民との了解事項、協定は守っているか。 ・苦情が発生した場合、迅速、かつ具体的に対応する。 ・現場（監督）パトロールの実施。 ・苦情受付担当者を定めておく。
3. 騒音源（建設機械、装置等）について (1) 音源（建設機械）の設定は適正であるか。 (2) 建設機械の老朽度はどうか。 (3) 異常音の発生箇所はないか。 (4) 建設機械類の運転操作は適正に行われているか。 (5) 作業所内の拡声機等の使用における配慮はどうか。 (6) 特定建設作業以外の作業の騒音対策はどうか。 (7) 工事中の騒音管理はどうか。	・低騒音型建設機械の採用 ・老朽化したものは更新 ・機械類の保守管理、部品の交換、防音カバー、消音器等の確認 ・定格運動が行われているか、エンジン音、空ふかしに留意 ・出入車両の騒音防止、運行速度の管理 ・クレーン等の作業騒音の防止、運転方法の指示 ・積込み、積降し時の騒音防止、作業騒音の管理 ・場内放送の近隣影響防止 ・その他の主要発生源対策 ・連続的にまたは工程ごとに騒音測定
4. 遮音性（伝搬対策）について (1) 遮音塀の遮音構造の現状は適正かどうか。 (2) 遮音塀の設置位置は適切か。 (3) 遮音塀、吸音材表面の清掃、管理は適正か。 (4) 塀、建物間の相互反射はないか。 (5) 遮音塀は十分にその目的を果たしているか。	・壁体の剛性等の検討 ・遮音塀の防音効果の確認、民家までの距離に留意 ・塵埃の堆積の除去 ・塀の吸音処理 ・隙間、破損箇所の有無、高さ、材質、音のまわり込みに対する配慮等

※ 振動防止についても、同様の視点でチェックする。

建築物等の解体等におけるアスベスト対策について

1 事前調査について

工事の規模に関わらず、すべての工事が対象です。

事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

2 事前調査結果の報告について

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が鹿児島市と労働基準監督署に対して、あらかじめ事前調査結果の報告を行う必要があります。

以下に該当する工事は報告が必要です（アスベストが無い場合でも報告は必要です）。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物	解体	解体部分の床面積の合計が 80 m ² 以上
	改修	請負金額が税込 100 万円以上（※1）
特定の工作物（※2）	解体・改修	請負金額が税込 100 万円以上（※1）

（※1）材料費を含めた工事全体の請負金額

（※2）ボイラー、煙突、配管設備、発電・変電・配電・送電設備など

事前調査結果は石綿事前調査結果報告システムでパソコン・スマートフォンから 24 時間報告することができます。システムを使用するには、G ビズ ID においてアカウントを取得する必要があります。

3 手続き等について

各種手続き等については、以下をご参照ください。

建物を壊すときはどうしたら
良いの？（環境省 HP）



石綿事前調査結果
報告システム



G ビズ ID



環境省ホームページに各種マニュアルがあります。

石綿事前調査結果報告システムの操作方法については、ヘルプに利用者マニュアルがありますので、そちらをご参照ください。



鹿兒島市環境局環境部環境保全課

環境保全係 216-1297 (直通)

令和5年3月作成